

経済的支援検討会における中間取りまとめ叩き台（５／７配布版）に対する意見

6 併せて検討することとされているものについて

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。

このうち、「民事法律扶助」は、加害者に対する損害賠償請求の法的手続（調停、訴訟）の際に、弁護士費用及び印紙代等について立替えを受けることができるものである。

「犯罪被害者等法律援助事業」は、被害直後からの犯罪被害者相談、刑事告訴、法廷付添い、訴訟記録の閲覧謄写、意見陳述の助言等の刑事手続上の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができるものである。

これら日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業が引き続き適切に実施されるよう運用され、さらに充実が図られるよう努めるべきである。

【修正理由】「犯罪被害者法律援助事業」については、日本弁護士連合会が日本司法支援センターに業務委託する新しいスキームでの事業が、本年 10 月から開始される予定であり、その仕組みにおいては、従前、（財）法律扶助協会が行っていた同事業を継続して行うことが確保されている。したがって、現時点において、その仕組みの更なる見直しを求めるような記載は適当でない。また、仮に現行制度の運用を超える新たな「充実」（制度見直し等）をするのであれば、犯罪被害者に対する経済的支援全体の中での位置づけや財源等を勘案した上で検討されるべき事項であり、検討会としての十分な議論がない段階で記載することは適当でない。

また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配意すべきである。

さらに、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。